

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和2年4月

小諸市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向.....	1
1 今後の農業の基本的な方向.....	1
2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保.....	1
3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保.....	2
4 部門別誘導方向及び地域農業のあり方.....	3
第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標.....	5
1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等.....	5
2 農業経営の指標.....	6
第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標..	10
1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等.....	10
2 農業経営の指標（新規就農）.....	11
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標..	12
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標.....	12
2 地帯区分別の集積促進.....	12
第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項.....	14
1 農業経営基盤強化促進事業の推進方針.....	14
2 青年等の就農促進の推進方策.....	25
3 青年等の就農促進の推進体制.....	26
第5 その他.....	28

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 今後の農業の基本的な方向

小諸市は、長野県の東部に位置し、浅間山麓の南西傾斜地と千曲川沿いの台地からなる起伏にとんだ地形で、耕地の標高は 580m から最高 1,200m に及び、中山間地域を多く有しています。気候は、盆地的地形である上、標高 800m 近い高原であるため、内陸性気候と山岳的気候を併せ持っています。

小諸市の農業は、水稻を中心にしながら野菜、果樹が主要な作物として取り入れられ、多様な経営体系に移行してきました。一方で、近年の米の需給不均衡、輸入農産物の増大、農業従事者の減少と高齢化及び遊休農地の増加等様々な問題が生じており、このままの状況で推移すると、人材の不足や生産力の低下等がさらに進み、本市農業への影響が懸念されます。

このような中、本市農業の持続的な発展に向け、認定農業者等の戦略を持って経営を展開する中核的経営体¹を育成し、併せて「人・農地プラン」の実質化の取り組みを進めることで、これらの経営体が農地中間管理事業の活用等により「人・農地プラン」で明確化した地域の将来方針に基づいて農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、中核的経営体を中心（主力）となる農業生産構造の構築を目指します。さらに、SDGs の観点から、持続的な農業生産を推進するため「KOMORO AGRI SHIFT」プロジェクトへの取り組みを加速させていきます。

2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択される魅力とやりがいのあるものとなるよう、県内の他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を確保・育成するにあたり、その目標値を以下のとおり定めます。

主たる従事者 1 人あたり 年間所得目標：530 万円 年間労働時間：2,000 時間

家族経営体では、経営主である主たる農業従事者 1 人に加え家族従事者（補助的従事者）1～2 人及び繁忙期の雇用の確保により、1 経営体あたり概ね 800 万円の年間所得を目指すものとします。

ただし、特に不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開する典型的な中

¹ 中核的経営体：第 3 期長野県食と農業農村振興計画において将来にわたる農業の担い手として位置付けた、認定農業者（法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者）、基本構想水準到達者、集落営農組織、認定新規就農者（法第 14 条第 4 項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者）

山間地域等では、1経営体当たりおおむね450万円程度とし、関連事業部門と組み合わせて、年間総所得の確保を目指すものとします。

組織経営体では、主たる従事者1人あたりの総支給額について、上記所得目標の実現を目指すものとします。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開します。

① 中核的経営体の育成

経営戦略を持って経営の拡大・多角化等に取り組み、本市農業を支える中核的経営体が主力となる農業生産構造の構築を目指します。

そのため、アンケートや地図を活用し、地域の話合いによって進める「人・農地プラン」の実質化及び実質化した「人・農地プラン」に基づく取組みを通じ、中核的経営体や、今後リタイア又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農地など、人と農地を明確に見える化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化による経営の効率化を進めるほか、生産性の向上や経営の多角化等による経営発展を一層推進します。

② 中核的経営体を支える雇用人材の安定確保

少子・高齢化が進行する中、中核的経営体が規模拡大を図りながら持続的に経営を進めるためには、省力化・低コスト生産の技術開発・普及を図るとともに、雇用就業者を安定して確保することが必要です。

このため、新規学卒者や高齢者、障がい者、子育て世代など多様な人材の確保・育成に向けた取組みを関係機関とも連携し産地と一体となって複層的に展開します。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいと考えられます。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「効率的かつ安定的な農業経営の目標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模等を勘案し、以下のとおり定めます。

主たる従事者1人あたり 年間所得目標：250万円 年間労働時間：2,000時間

(2) 新規就農者数の確保目標

今後も継続して中核的経営体を安定的に確保・育成するため、独立・自営する新規就農者を毎年2名確保することを目標とします。

4 部門別誘導方向及び地域農業のあり方

(1) 部門別誘導方向

部門別に以下の対応を行うとともに、耕種と畜産の連携、自然の力を活かした環境農業やロボット技術・ICT技術等活用によるスマート農業の推進、機械・施設の共同利用、補助労働力の調整等により、力強い農業生産構造の構築を進めます。

① 普通作物

地域の実情に応じて利用権設定及び農作業受委託の推進等による中核的経営体への利用集積を推進するとともに、米・大豆・そば等の複合経営の育成、消費者に選ばれる特長ある高品質米の生産、実需者ニーズに対応した大豆・そば等の生産拡大、農業生産基盤の整備等により産地化を促進します。

② 露地園芸作物

省力・機械化、新品目・新品種の導入、育苗等部分作業受委託の推進、作付けの団地化、雇用労働力の調整等の条件整備とともに多様な需要に対応するマーケットインの生産や販路開拓等を総合的に推進し、中核的経営体を中心とした産地の体質強化を促進します。

③ 施設園芸作物

生産性の高い品目・作型の導入、低コスト省力生産技術・施設の導入、合理的集出荷流通体制の改善、資金と経営管理の改善等を推進し、一層のコスト低減と生産性の向上及び経営の安定化を図ります。

④ 畜産

消費者が求める安全・安心かつこだわりのある畜産物の生産と供給体制の整備による畜産物の高付加価値化や、経営の合理化、自給飼料の増産と利用拡大による生産コストの低減等と併せて、家畜にやさしい飼養管理の推進、家畜排せつ物の適正な管理と利用促進等を進め、経営基盤の強化と経営の安定化を図ります。

(2) 地域農業のあり方

効率的かつ安定的な農業経営を行う中核的経営体が大宗を担う農業生産構造の構築を目指す一方で、兼業農家や高齢・自給的な農家、土地持ち非農家等農家が増加し、担い手が不在となっている地域では、望ましい農地利用や良好な農村景観等の維持が困難な状況が顕在化しています。

これらの課題に対応するためには、人・農地プランの実質化を通じて、中核的経営体となる新規就農者の確保・育成の方針を明確にするほか、集落機能を基礎とした組織的な営農体制や農業協同組合出資法人との連携、広域展開する企業法人の誘致等の取組みを含めた新たな方策を具体化することが必要です。

加えて、将来にわたり地域農業を維持・発展させるためには、地域の特性を生かした品目の導入や農産加工・直売の取組等による経営の複合化や多角化により所得確保を目指すことが重要となります。なお、これらの取組みでは高付加価値化に向けた検討も重要となります。

また、全産業分野の人手不足が顕著になる中、中核的経営体とその他の農業者が営農活動を補完し合う体制づくりや、定年退職者や子育て中の主婦層、農ある暮らしを志向する者など、多様な担い手の農業への参画等も重要な要素となります。

こうした観点を踏まえ、特に担い手が不足する地域においては、以下の①～④を基本に地域の実情をふまえて関係機関が一体となり推進を図るものとします。

- ① 中核的経営体を目指す「家族経営体」の確保・育成を進める
- ② 集落等を基礎とし、地域の多様な農業者が参画する営農活動や、農作業受託等を行う「集落営農の組織化」を進める
- ③ 広域で経営展開する「農業法人企業の誘致」を進める
- ④ 農業協同組合出資による農業法人との連携・協力など、「公的・準公的支援」を通じて農業生産活動を維持する

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作物別に整理した主要技術事項の改善を進めます。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営管理の方法

効率的で安定的な経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図ります。熟度の高い経営については法人化を推進します。また、企業的な経営感覚の習得・経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を推進します。

特に集落営農組織の育成と法人化を進める場合にあつては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立します。その上で、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図ります。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間の実現を目指します。

また、安全で快適な労働環境への改善を進めるほか、労働力補完制度や、法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・労働保険・社会保険への加入及び福利厚生の実施等、他産業並みの就業条件の整備を図ります。

2 農業経営の指標

(単位：a、人、千円)

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稲+小麦+そば	20ha	水稲 12ha、小麦 8ha、そば 8ha	2.0	0.0	5,300	11,300	
2	りんご	220a	(普)ふじ 40・(新)ふじ 40、ゴールド 40、スイート 40、秋映 30、リップ 30	1.0	1.5	5,300	11,400	(普)普通樹 (新)新わい化
3	りんご+もも	200a	(新)ふじ 60、秋映 30、ゴールド 50、あかつき 30、川中島白桃 30	1.0	1.5	5,300	11,400	(新)新わい化
4	葉洋菜(レタス基幹)	540a	レタス 300、ハクサイ 150、キャベツ 40、ブロッコリー50	1.0	1.5	5,300	9,300	
5	葉洋菜(ハクサイ基幹)	540a	ハクサイ 300、レタス 150、キャベツ 40、ブロッコリー50	1.0	1.5	5,300	9,300	
6	いちご(半促成)	40a	半促成(高設) 40	1.0	2.0	5,300	8,700	
7	いちご(夏秋)	30a	夏秋(高設) 30	1.0	1.5	5,300	9,400	
8	カーネーション+トルコギキョウ	70a	カーネーション 40、トルコギキョウ(抑制) 30	1.0	2.0	5,300	11,200	
9	キク	120a	キク(施設)80、(露地)40	2.0	1.0	5,300	12,700	
10	えのきたけ	—	えのきたけ 60万本×5回転	1.0	2.0	5,300	12,800	
11	ぶなしめじ	—	ぶなしめじ 20万本×3回転	1.0	2.0	5,300	9,200	
12	酪農	—	経産牛 50頭、育成牛 24頭	1.0	2.0	5,300	12,000	
13	りんご	130a	(新)ふじ 50、リップ 40、スイート 40	1.0	0.5	3,500	5,000	中山間等条件不利地域
14	アスパラガス複合	750a	水稲 7ha、アスパラガス 50	1.0	1.5	3,500	5,700	中山間等条件不利地域
15	キク	70a	キク(施設)40、(露地)30	1.0	1.5	3,500	4,700	中山間等条件不利地域
16	集落営農(ホレタ型)	50ha	水稲 30ha、小麦 20ha、大豆 20ha、作業受託 50ha	9.0	0.0	5,300	51,900	

注1) 表中の略称について ゴールド=シナノゴールド、スイート=シナノスイート、リップ=シナノリップ

注2) 長野県農業経営指標(平成28年版)を参考とした。

注3) 特に典型的な経営類型(12類型)については、「第3期長野県食と農業農村振興計画:第3章(4)農業経営のステップアップモデル・事例」に経営の発展段階ごとに記載があるので、そちらも参照のこと。

○ 生産方式及び経営改善のポイント

区 分	方 針
米	<ul style="list-style-type: none"> ・需給動向や消費者・実需者ニーズに沿って良食味米や付加価値の高い米の生産を拡大 ・適正施肥の励行、胴割米・斑点米等の発生防止対策の徹底などによる良質米生産の推進 ・ICTの活用や省力化技術の導入、生産資材の見直しなどにより、徹底したコスト削減を推進
大豆・そば	<ul style="list-style-type: none"> ・適期作業の徹底や排水対策など基本技術の励行による安定生産と品質の向上
りんご	<ul style="list-style-type: none"> ・省力で収益性の高い高密度栽培・新しい化栽培への加速的な転換 ・シナリップ等実需者評価の高い県オリジナル品種の導入 ・気象変動に対応するかん水施設や多目的ネット等の普及
ワイン用ぶどう	<ul style="list-style-type: none"> ・適正品種の選定 ・栽培データや技術の共有による経験値の補完
もも	<ul style="list-style-type: none"> ・高糖度な品種への転換と面積拡大 ・改植による樹園地の若返りを推進 ・疎植低樹高仕立て栽培の推進 ・団地化の推進
レタス	<ul style="list-style-type: none"> ・夏秋期でのシェア維持・適正生産と高品質流通のための施設整備を推進 ・多様な加工・業務用ニーズに対応した特長ある産地づくりを推進 ・気象変動や病気等に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進
はくさい	<ul style="list-style-type: none"> ・需要に見合った適正生産・適正出荷と高品質流通のための施設整備を推進 ・気象変動や病気等に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進
キャベツ	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲、はくさいの転換品目として導入を推進 ・多様な加工・業務用ニーズに対応した特徴ある産地づくりを推進 ・気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進
ブロッコリー	<ul style="list-style-type: none"> ・標高差を活かしたリレー出荷体系を推進 ・氷詰めによる高品質な出荷等を拡大 ・水稲、はくさいの転換品目として導入を推進
アスパラガス	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期管理のアウトソーシング等による適切な管理を推進 ・施設化による病害対応と多収穫を推進 ・一年養成苗等の活用による短期成園化を推進
区 分	方 針
夏秋いちご	<ul style="list-style-type: none"> ・養液栽培の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・優良品種の導入による可販率の向上 ・天敵等IPM技術の導入による減農薬、省力化の推進
キク	<ul style="list-style-type: none"> ・開花調節技術や品種の組み合わせによる需要期(8月盆、9月彼岸等)出荷の推進 ・業務用コギク・洋マムの生産拡大 ・量販向けパック花等用途別生産の推進 ・定植機や選花機等の導入による規模拡大の推進
トルコギキョウ	<ul style="list-style-type: none"> ・高い需要が期待できる秋期の生産量の増加(9月下旬～11月) ・用途に応じた品種選定及び栽培技術の確立 ・連作障害に対応する土壌病害対策と土づくりの推進
シクラメン	<ul style="list-style-type: none"> ・小鉢化に対応した肥培管理等生産技術の確立 ・新品種の積極的な導入 ・品目の組み合わせによる施設の効率利用
えのきたけ	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ経営体の経営管理力の強化 ・生産量に見合った雇用労働力の調整を推進 ・LED照明等による生産コストの一層の削減

	<ul style="list-style-type: none"> ・異物混入の防止対策の徹底
ぶなしめじ	<ul style="list-style-type: none"> ・きこ経営体の経営管理力の強化 ・LED照明や高生産性培地の導入等による生産コストの一層の削減 ・異物混入の防止対策の徹底
乳用牛	<ul style="list-style-type: none"> ・搾乳ロボットやICT等の導入による経営規模の拡大と生産性向上の推進 ・性判別精液の利用促進による計画的な後継牛生産と受精卵を活用した和牛生産増加による経営安定の推進 ・血液検査、健康チェック及び乳質改善指導による繁殖性や産乳性の向上
肉用牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した繁殖管理システム導入による飼養管理改善による生産性の向上 ・DNA情報の活用によるスペシャル繁殖牛の増産 ・新基準を導入した新たな生産農場の認定拡大による信州プレミアム牛肉の増産

農業 関連 事業 部門 の展 開方 向例	NO	区 分	内 容	年間所得	備 考
	1	観光農園経営	観光農園(いちご等) 直売施設 1 棟	2,000千円 程度	
	2	共同加工経営	果樹、野菜、きのこ等加工 加工処理施設 1 棟		加工処理施設は共同
	3	農産物直売経営	果樹、野菜、きのこ、加工品等 直売施設 1 棟		施設直売と産地直送
	4	ふれあい牧場経営	牛肉、牛乳等の直売・提供 畜産物・直売提供施設 1 棟		
	5	農家民宿	農村での暮らしの提供、農作業体験、宿泊 宿泊棟・農作業体験棟		

注1) 長野県農業経営指標(平成28年版)を参考とした。

環境保 全型農 業への 取組事 例	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		備 考
				基幹	補助	1 人	経営体	
	水稲+小麦+大豆	15ha	水稲9ha、小麦6ha、大豆6ha	1.0	1.5	5,300	9,400	
野菜類複合	3ha	少量多品目栽培(有機栽培)	1.0	2.0	5,300	9,000		

注1) 生産過程等における化学合成農薬の使用回数(有効成分カウント)及び化学肥料の使用量(窒素成分量)がいずれも地域で慣行的に行われている使用量のおおむね50%以下の栽培を前提とした。

注2) 長野県農業経営指標(平成28年版)と環境保全型農業(稲作)推進農家の経営分析事例集および有機農業民間技術事例調査の野菜経営の事例を用いて算出した。

経営類型の 補完品目	品 目	前 提 条 件	年間所得 (千円)	備 考
	ハウレンソウ	作型:雨よけ 播種期:7月上旬~8月上旬 収穫期:8月上旬~9月上旬 栽培面積:20a 労働力:1.5	711	20aを4回に分けて(7/上~8/上)は種。
	アスパラガス	作型:露地長期取り 収穫期:4月下旬~10月上旬 栽培面積:30a 労働力:1.5	1,794	
	ネギ	作型:早春蒔き(ハウス育苗) 播種期:2月上旬~3月中旬 収穫期:9月上旬~12月上旬 栽培面積:30a 労働力:1.5	893	
	ジュース用トマト	作型:露地 播種期:5月上旬 収穫期:8月上旬~9月中旬 栽培面積:30a 労働力:2.0	435	

注1) 長野県農業経営指標(平成28年版)を参考とした。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の基本的指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの市内の青年等就農計画の認定実績等を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進めます。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図ります。また、栽培技術の向上等による生産性の向上をはじめ、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進します。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの年間総労働時間（2,000時間）の実現を目指します。

また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、就業時の農業従事日数は年間150日以上を目指し、法人等就業5年以内にその農業法人等の業務の一定部分を担うこととします。

2 農業経営の指標（新規就農）

(単位：a、人、千円)

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稲+野菜（ミニトマト+ズッキーニ）	360a	水稲 320a、ミニトマト 30a、ズッキーニ 10a	1.0	1.0	2,500	3,600	水稲は、基幹作業の外部委託を活用し、過剰な施設機械を取得しない
2	水稲+野菜（アスパラガス+ジュース用トマト）	380a	水稲 300a、アスパラガス（半促・長期）40a、ジュース用トマト 40a	1.0	1.0	2,500	3,400	
3	果樹（りんご専作）	100a	シナップ 30a、シナスイト 20a、ふじ 50a	1.0	1.0	2,600	2,900	新わい化
4	果樹（ぶどう専作）	60a	無核巨峰 20a、カガパプル 10a、シャインマスカット 30a、	1.0	1.0	2,500	3,000	
5	果樹複合（りんご+ぶどう）	60a	シナスイト 10a、ふじ 30a、無核巨峰 10a、カガパプル 5a、シャインマスカット 5a	1.0	1.0	2,500	2,900	りんごは新わい化
6	果樹複合（りんご+もも）	80a	シナスイト 20a、ふじ 40a、あかつき 10a 川中島白桃 10a	1.0	1.0	2,500	3,000	りんごは新わい化
7	野菜（夏秋いちご専作）	20a	夏秋いちご（高設） 20a	1.0	1.0	2,600	3,300	
8	野菜（すいか専作）	160a	すいか 160a	1.0	1.0	2,600	3,500	
9	野菜複合（トマト+きゅうり）	30a	トマト（雨よけ）20a、きゅうり（夏秋）10a	1.0	1.0	2,500	3,500	
10	野菜複合（葉野菜）	300a	レタス 180a、はくさい 20a、キャベツ 100a	1.0	1.0	2,500	3,400	
11	野菜複合（ブロッコリー+リーフレタス+ほうれんそう）	190a	ブロッコリー（初夏まき）50a、リーフレタス 70a、ほうれんそう（雨よけ）70a	1.0	1.0	2,500	3,500	ほうれんそうは20aを3.5回転
12	花き（きく施設+露地）	55a	施設（7・8月出荷 15a、9・10月出荷 15a）、露地（9月出荷 25a）	1.0	1.0	2,500	3,700	
13	花き（トルコギキョウ+ストック）	35a	トルコギキョウ（普通）20a、ストック 15a	1.0	1.5	2,500	3,600	
14	繁殖和牛	200a	繁殖和牛 15頭、リカム 100a、牧草 100a	1.0	1.0	2,500	3,600	

新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向	<p>新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努めます。</p> <p>1 施設・機械投資の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保します。 やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減します。 施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図ります。 新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努めます。 新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受けが望ましいです。 中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努めます。 融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮します。 <p>2 経営管理及び生産方式</p> <p>経営管理及び生産方式は、第2の2に準じますが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導します。</p>
-------------------------	---

注1) 本指標は、長野県農業経営指標（平成28年版）値を参考とした。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、次に掲げるとおりです。なお、目標年次は令和10年とし、集積面積には基幹的農作業（水稲については耕起・代かき、田植え、収穫、その他作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含みます。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標	50%
--	-----

2 地帯区別の集積促進

農用地の集積にあたっては、「人・農地プラン」の実質化により地域の特性に応じた将来方針を明確化し、農地中間管理事業の積極的な活用等により推進を図るものとします。

(1) 東部地区（旧南大井村、旧三岡村）

農業振興地域整備計画の適正な管理により集団農用地の保全を図りながら農地中間管理事業や農作業の受委託を重点的に実施し、ほ場整備実施区域を中心に連坦化を推進します。モモの歴史的産地を維持するため、成園（木）の引継ぎや集約等を推進します。

(2) 東北部地区（旧北大井村（大字塩野を含む））

機械化による効率化を図りながら畜産農家とタイアップした環境保全型農業についても取組みを強化します。レタス、白菜、キャベツ等の葉野菜を中心に、高地で冷涼な気候を活かして実需者ニーズに応える責任産地として一層の発展を図ります。

(3) 西部地区（旧大里村、旧滋野村）

中山間総合整備事業等により、道路・水路の整備を行い農用地を確保する。また本地区は小諸インターチェンジを包含しているため、農業振興地域整備計画の適正な管理により集団農用地の確保を図ると共に、交通のメリットを生かし、都市農村交流によるグリーン・ツーリズム等を推進します。ワイン用ブドウの集積を進め、ワイナリーの整備による6次産業化を推進します。

(4) 南部地区（旧川辺村）

特産の白土ばれいしょを中心に花き・菜の花・そば等の団地を形成し、地区内南部については、リンゴを中心とした樹園地の形成を図ります。良食味米生産の取組みを強化して、米の高付加価値化を推進します。

また、農村資源活用交流施設「あぐりの湯こもろ」などを核として、体験農園の整備を行い都市と農村の交流を積極的に推進します。

(5) 中央地区（旧小諸町）

天池では畑の基盤整備を推進し機械化による合理化、規模拡大を図ります。松井はリンゴ等による観光農業等の一層の推進を図ります。また、そばの栽培から加工販売の確立を目指すなど地域資源の有効利用を図ります。

南部については農業振興地域整備計画の適正な管理により集団農用地の確保を図ります。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の推進方針

小諸市営農支援センターを中心として関係機関・団体が連携した指導体制と事業推進体制を整備し、人・農地プランの実践を通じて、力強い農業生産構造を創るための活動を支援・助長します。また、農地中間管理事業や利用権設定等促進事業など、農業経営基盤の強化の促進のための措置を総合的に講じていきます。

実施に当たっては、これらの措置が中核的経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業経営改善計画認定制度・青年等就農計画認定制度の一層の普及・推進を図るとともに、農用地の利用集積その他の支援措置を集中的かつ重点的に実施するものとします。

なお、農業経営改善計画認定制度に関し、次の要件に該当する者が認定を申請する場合は、小諸市は計画の認定について特段の配慮をするものとします。

- ・諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物のうち、そば、大豆及び菜種の生産並びに販売を行う農業者。
- ・その他農業振興上認定について特段の配慮をすべきと小諸市営農支援センターが認める農業者。

(1) 農地中間管理事業

農地中間管理事業については、農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な機関として位置づけ、農地中間管理事業及び機構集積協力金等関連施策の積極的な活用により、地域及び農業者が十分に利益享受できるよう推進を図ります。円滑な農地の利用調整を行うためには、人・農地プランの取組みが重要となるため、プラン作成・見直しの話し合いを通じて地域における農地中間管理事業の有効な活用を促進します。また、農地に関する機能・情報を有する農業委員会、農業協同組合等と連携・協力する体制を強化します。

(2) 利用権設定等促進事業

利用権設定等促進事業については、小諸市が主体となって、各地域の特性を踏まえた営農類型に即した効率的経営体の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図るとともに、効率的経営体への農用地の利用集積を推進します。

また、小諸市農業委員会は、農地情報の収集管理、農地のあっせん及び農用地利用集積計画作成への参画等に取り組むものとし、佐久浅間農業協同組合は利用集積計画作成申し出制度を活用する等小諸市営農支援センターの構成機関それぞれが協力して、本事業の円滑な推進を図るものとします。

(a) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規程する農業生産法をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。
- ア. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
- （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- （エ）その者が農業経営を主として従事すると認められる農業従事者（農業生産法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- （オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け候補者名簿に登録されている者であること。
- イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ. 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）から（ウ）に掲げる要件（農業生産法人にあつては、（ア）に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う佐久浅間農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において佐久浅間農業協同組合又は農

業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6項に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ. 小諸市長への確約書の提出や小諸市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(b) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、賃借の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決裁の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(c) 開発を伴う場合の処置

① 小諸市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成24年5月31日付24経営第564号）別紙10第1の③に基づき様式第7号による開発事業計画を提出させる。

② 小諸市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア. 当該開発事業の実施が確実であること。

イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可しうるものであること。

ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可しうるものであること。

(d) 農用地利用集積計画の策定期間

① 小諸市は、(e)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 小諸市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(e) 要請及び申出

① 小諸市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行なおうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、小諸市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 小諸市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式に

より農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる佐久浅間農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 小諸市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(d)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(f) 農用地利用集積計画の作成

- ① 小諸市は、(e)の①の規定による小諸市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 小諸市は、(e)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、佐久浅間農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、小諸市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 小諸市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(a)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(g) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項について、(a)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((a)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、賃借及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決裁の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(a)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア. その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ. その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農用地の利用状況について小諸市長に報告しなければならない旨
 - ウ. その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(h) 同意

小諸市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(g)の②に規定する土地ごとに(g)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有するすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(i) 公告

小諸市は、小諸市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は、(e)の①の規定による小諸市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(g)の①から⑥までに掲げる事項を小諸市の掲示板へ掲示により公告する。

(j) 公告の効果

小諸市が(i)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(k) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(l) 紛争の処理

小諸市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、賃借又は対価の支払等利用権の設定等にかかる土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(m) 農業委員会への報告

小諸市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用

地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを小諸市農業委員会に提出するものとする。

(n) 農用地利用集積計画の取消し等

① 小諸市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(i)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(a)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア. その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ. その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 小諸市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア. (i)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(a)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ. ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 小諸市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を小諸市の広報に記載することを他所定の手段により公告する。

④ 小諸市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借権又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 小諸市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中山間管理機構の活用を図るものとする。小諸市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集

積円滑化団体又は（公財）長野県農業開発公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

（３）農地利用集積円滑化事業

農地利用集積円滑化事業については、法の改正により、農地中間管理事業との統合が進められることとなりました。ついては、小諸市及び農地中間管理機構は円滑な統合に向け調整を進めるとともに、小諸市は統合までの間、本事業の適切な運用を図るものとします。

（４）農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（a）農用地利用改善事業の実施の促進

小諸市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

実施に当たっては、地域の話し合いによる合意形成を通じて、効率的経営体への農用地利用の集積を図るため、小諸市営農支援センターとの連携を図りつつ、水田農業等土地利用型農業が主である集落であって、かつ、効率的経営体の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、営農組織の育成や農用地利用改善団体への設立を目指すとともに、効率的経営体への農用地の利用集積や集団化及び機械・施設の共同利用等の自主的な取り組みを促進する。

特に、十分な効率的経営体の確保・育成が当面困難な区域にあつては、多様な農業者が参画して農作業等を補完したり営農する体制等、効率的な規模等を前提に集落を基礎とした営農組織を育成し、当該組織の特定農業団体の設立及び特定農業法人化を進める。

（b）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(c) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(b)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(d) 農用地利用規定の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ. 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ. その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(e) 農用地利用規程の認定

- ① (b)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する条件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を小諸市に提出して、農用地利用規程について小諸市の認定を受けることができる。
- ② 小諸市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ. (d)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が該当農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 小諸市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を小諸市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(f) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (e) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の状況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規定において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規定においては、(d) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 小諸市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規定について (e) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規定の内容が (e) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(e) の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が、(b) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(g) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (e) の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が

行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外の権原に基づき私用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(h) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 小諸市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 小諸市は、(e)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、佐久農業改良普及センター、小諸市農業委員会、佐久浅間農業協同組合、農地中間管理機構（(公財)長野県農業開発公社）、農地利用集積円滑化団体等の指導・助言を求めてきたときは、小諸市営農支援センターとの連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

2 青年等の就農促進の推進方策

市内就農情報の総合的な発信や、Iターン・Uターン者の誘致に積極的に取り組み、新規就農者の確保を促進します。また、地域段階の研修体制や支援体制の充実を図り、親元就農者による経営の継承や新規参入者の就農後の技術力・経営力の向上を支援します。

(1) 円滑な経営継承への支援

生産基盤を持ち早期に経営安定が可能な親元就農者に対し、先進農業者の魅力動画を動画等で発信し就農意欲の向上につなげるなど円滑な就農を支援します。また、家族経営体における第三者継承や農業法人経営体における次代の経営者への円滑な経営継承に対する支援について検討を進めます。

(2) 教育委員会等と連携した若者の将来の就農に向けた支援

農業高校生等を対象とした説明会の開催やキャリアアップに向けた指導等を、学校、地域、農業団体等と連携して行うとともに、若者のあこがれとなるような魅力的な農業経営等を子ども達に向けて発信し、将来の就農に向けた意欲の向上と定着を図ります。

(3) ステップアップ方式による新規参入希望者に対する就農支援

県・農業協同組合等と連携し、就農相談から体験・研修、就農までをステップアップ方式で支援することにより新規参入者の定着と技術力・経営力の速やかな向上を図ります。

あわせて、県・農業協同組合等関係機関との連携と役割分担により、就農計画の作成、技術習得や農地、機械・施設、住宅、資金の確保等、地域での円滑な就農を支援します。

(4) 県・農業協同組合等と連携した研修体制等の充実

Uターン者や新規参入者が実践的な就農研修を行えるように、県・農業協同組合等と連携して、新規就農里親研修の充実を図ります。

また、新規就農者の就農後の早期経営安定を図るため、研修会の開催等により生産技術及び経営者としてのスキルアップを支援します。

さらに、次代を担う意欲ある新規参入希望者や農業後継者等に対し、研修段階から経営確立まで、関係機関が連携して支援するとともに、必要な資金調達を支援します。

3 青年等の就農促進の推進体制

(1) 小諸市

農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合等と連携し、青年等の円滑な就農の促進及び就農後のきめ細かな支援施策等を行います。

(2) 小諸市農業委員会

新規参入希望者に対する相談、農用地等に関する情報提供、現地調査、農用

地の斡旋等を行うとともに、認定新規就農者制度に該当する者については、その制度の紹介等を行います。

(3) 農業協同組合等

長野県農業協同組合中央会及び全国農業協同組合連合会長野県本部並びに農業協同組合は、生産流通等に関する総合的な機能を発揮し青年農業者等の営農に係る総合的な支援を行うとともに、農業制度資金の貸付窓口の役割を果たします。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この基本構想は、平成7年3月31日から施行する。
2. この基本構想は、平成12年3月22日から改正施行する。
3. この基本構想は、平成15年9月1日から改正施行する。
4. この基本構想は、平成19年3月1日から改正施行する。
5. この基本構想は、平成22年6月1日から改正施行する。
6. この基本構想は、平成26年10月10日から改正施行する。
7. この基本構想は、令和2年4月1日から改正施行する。

別紙1（第4の1（2）⑥関係）

次に掲げる者が利用権を設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められていること。

別紙2（第4の1（2）（b）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定または移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
<p>1. 存続期間は3年、5年、10年とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて、上記年数とすることが適当でないと認められる場合、その他特別な事情があると認められる場合には上記と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転する利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定める。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地についてはその採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定める。この場合において、その金銭以外のもの定められる賃借の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産省事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>

③ 借 賃 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年にかかる借賃の全額を一時に支払う。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、または賃貸人の住所に持参して支払う。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のものとした場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行する。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受けるものは、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定める。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存 続 期 間 （ 又 は 残 存 期 間 ）	② 借 賃 の 算 定 基 準
<p>Iの①に同じ。</p>	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がない時は、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>

③ 借 賃 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
<p>Iの③に同じ。</p>	<p>Iの④に同じ。</p>

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存 続 期 間	② 損 益 の 算 定 基 準
Iの①に同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>

③ 損 益 の 決 裁 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「借借人」とあるのは、「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対 価 の 算 定 基 準	② 対 価 の 支 払 い 方 法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常を取り引き（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に変わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取り引きその他特殊な事情のもとで行われる取り引きを除く。）の価額に批准して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>

所 有 権 の 移 転 の 時 期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに、対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする</p>